特記仕様書（国有農地境界確定測量業務）

自作農財産用地測量調査委託業務仕様書に無い事項は、この特記仕様書により実施する。

Ⅰ　一般

　1　概数

　　　　業務数量総括表の「摘要」欄に「概数」と記して示した数量は、概数であり、業務着手前に相互確認することとし、必要に応じて設計変更する。

　　　　なお、過大な出来高に対して変更するものでないことに留意すること。

　　　　概数に係る業務の実施に当たっては、必要に応じて資料等を作成の上、業務担当員と着手前に十分協議の上、実施すること。

　2　打合せ

　　　　測量業務共通仕様書1－1－12による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。なお、打合せ構成人員は、下記のとおりとする。

・着手・最終：測量主任技師相当者1名、測量技師相当者1名

・中　　　間：測量主任技師相当者1名、測量技師補相当者1名

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項　目 | 作　業　段　階 | 備　　考 |
| 着手時 | 条件等の提示、貸与資料等の提示、身分証明書の交付 | 打合場所  渡島総合振興局  農務課  打合せ回数は４回 |
| 中　間  <段階確認①> | 業務履行状況の確認、配点計画書の確認、概数の確定 |
| 中　間  <段階確認②> | 業務履行状況の確認、境界仮杭計画書の確認、概数の確定 |
| 最　終  <段階確認③> | 成果品内容の確認 |

3　貸与資料

貸与資料等は次のとおりであり、契約書に定める期間内に受領書を提出のこと。

特に定めない場合の引き渡し時期は委託者及び受託者打合せの上決定し、返却は完了検査時以前とする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 分　　類 | 貸与資料 | 数量 | 備　　考 |
| 該当無し |  |  |  |

　　　　貸与資料の管理は契約書に定めるものとする。

　　　　又、貸与資料は本業務以外のために複写及び複製をしてはならない。なお、本業務のために複写及び複製をした資料は、別途指示するものを除き、業務終了後直ちに抹消、消却、裁断等の方法により廃棄処分すること。

4　設計変更

4-1　設計変更をする場合

　　　　契約書第17条から第18条及び共通仕様書第3編1－1－23の2の（3）に規

定する委託者と受託者に規定する協議事項は、次のとおりとする。

（1）Ⅱ－2に示す「測量条件」に変更が生じた場合。

（2）業務数量総括表に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。

（3）Ⅰ－2に示す「打合せ」に変更が生じた場合。

（4）Ⅲに示す「成果品」に変更が生じた場合。

（5）関係機関等対外的協議等により設計計画等に変更が生じた場合。

（6）その他

（7）（1）～（6）に伴い、業務期間の変更が生じた場合。

　　4-2　概数の確定による設計変更

　　　　概数確定に係る添付資料は次のとおりとし、概数確定後速やかに提出すること。

1. 複数の業務地域がある場合は、地域ごとの数量を整理すること。
2. 当初と設計変更後の数量を記載し、変更後の数量を確認できる資料を添付して提出すること。

Ⅱ　測量

　1　共通事項

　　1-1　地元関係団体

　　　　本業務を進めるにあたっては、次の関係官庁等と調整を図り実施すること。

　　　　　各市町村農業委員会、管轄法務局

1-2　精度管理

　　　　本業務において測量成果の精度及び品質について確認のため点検測量を行うものとする。（北海道公共測量作業規程第13条により行うものとする。）

ただし、埋設後の用地境界杭または、用地境界仮杭設置後は全点精度管理を行い、精度管理表を作成することとし、較差の許容範囲は北海道公共測量作業規程第410条とする。なお、間接測距の場合は、その旨を摘要欄に記載すること。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 測量種別 | 点検率 | 備　　考 |
| 基準点  基準点  用地測量  石標埋設  図面  図面 | 1級、2級基準点測量  3級、4級基準点測量  用地幅杭設置測量  埋設後の用地境界杭  国有農地等実測図  現況図 | 10％  5％  100％  100％  100％  100％ | 永久標  永久標、木杭 |

　　　　本業務において境界測量、用地境界仮杭の設置、用地境界杭の設置作業終了後に全点、用地実測図、用地平面図作成の作業終了後に全葉の精度管理を行い、精度管理表を作成すること。

　　　　ただし、用地境界仮杭と、用地境界杭の設置を同一業務で行う場合は用地境界杭の設置後に全点の精度管理を行うものとする。

1-3　機械器具の検定

　　　　本測量業務に使用する機器等は、北海道公共測量作業規程に基づき、日本測量協会測量技術センター等が発行する証明書の写しを成果品に添付すること。

1-4　成果品の検定

　　　　本測量作業の成果品は、北海道公共測量作業規程に定める測量機器の検定に関する技術を有する第三者機関における審査を受け検定証明書を成果品に添付するものとする。（座標変換、基準点測量（3級以上）の測量成果）

2　測量条件

2-1　特記条件

　　2-1-1　資料収集及び調査・測量関係

　　　　本業務実施にあたり、特に未相続者・不在者・残地・杭入れ箇所・現況地目の扱いに疑義が生じた場合は、業務担当員と協議すること。

　　2-1-2　基準点測量（1～3級）関係

基準点の配点計画にあたっては、4級基準点を考慮した最も合理的な配点計画とすること。（別紙1を参照）

　　　　また、乙は、国家基準点を使用する場合、測量法に基づき国土地理院に提出する図面（国土地理院の発行図又は複製承認を得た地図を使用すること。）を作成すること。

　　2-1-3　基準点測量（4級）関係

　　　　基準点の配点計画にあたっては、後続の境界測量、用地境界仮杭設置作業を考慮した最も合理的な配点計画とすること。

　　　　4級基準点の配点計画書（修正地図連続図に配点したもの）を事前に業務担当員に提出し、段階確認①を受けること。また、測量後の成果も速やかに業務担当員に提出すること。（別紙1を参照）

　　　　なお、補助基準点からの用地境界仮杭の設置は、原則行わない。

　　2-1-4　座標変換関係

　　　　旧日本測地系による測量成果を使用する場合は、世界測地系に基づいた基準点成果（測地成果2011）に座標変換作業を行うものとし、事前に業務担当員と協議すること。

　　　　十勝沖地震（H.15）により世界測地系に基づいた基準点成果及び測量成果については、座標補正作業を行うものとし、事前に業務担当員と協議すること。

　　　　座標変換及び座標補正作業は、国土地理院が提供する「測地成果2000導入に伴う公共測量成果座標変換マニュアル」及び「座標補正ソフトウェア「PatchJGD」を用いた公共測量成果改訂マニュアル」に基づき行うものとする。

　　　　国土地理院に提出する「公共測量実施計画書」の実施計画に対する助言等で、座標変換及び座標補正した公共基準点成果について検定機関での検定を指示された場合は、検定機関での検定を受けること。

　　　　座標変換及び座標補正した基準点（3級基準点以上）が永久標の場合、甲が国土地理院に測量成果の提出をするので、次の資料を求めることがある。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 名　　　　　　称 | 縮　　尺 | 数量 |
| 座標変換成果の写し |  | １ |
| 点の記の写し |  | １ |
| 配点図 | 1/25,000 | １ |
| 精度管理表の写し |  | １ |
| 検定証明書の写し（地理院から指示された場合） |  | １ |
| 基準点設置後の履歴 |  | １ |

　2-1-5　境界確定及び立会関係

特記仕様書様式（境界確定協議書）は、国有農地1筆ごとに作成し、隣接者全員から徴取すること。

また、地図訂正、地積更正登記の必要な場合は、承諾書（様式-4）も併せて作成し、隣接者全員から徴取すること。

隣接地が、財務省所管の国有地又は脱落地の場合は、事前に業務担当員と協議のうえ財務事務所と協議すること。

また、隣接地が官公署等の管理する河川、道路等の場合は、特記仕様書様式（公共施設等調書）を作成すること。

　　2-1-6　法定外公共物の確認及び国有地の処理

　　　　国有地（財務省所管の普通財産）の未登記地については、「法定外公共物に係る国有財産の譲与」により市町村への譲与の有無について、財務事務所及び関係市町村の確認をすること。

　　　　確認の結果（所管確認及び法定外公共物に係る国有財産の未譲与地）、国有地等の未登記地については、事前に業務担当員と協議のうえ財務事務所と協議すること。

　　　　現地においては、所定の箇所に石標または、木杭を設置すること。

　　2-1-7　占用物件調査

(1) 占用物件が確認されたときは、特記仕様書様式（占用物件調書）を作成すること。

(2) 占用物件が官公署等の管理する河川、道路等の場合は、特記仕様書様式（公共施設等調書）を作成すること。

　2-1-8　地元聞き取りの実施

(1) 国有農地の買い受け希望があった場合は、「面積集計表」の備考欄にその旨を記載すること。（Ⅲ－2参照～記入例）

(2) 不在者の情報収集については、業務担当員と協議の上、聞き取り調査を実施すること。

2-1-9　境界測量関係

境界点座標の確定においては、「境界点座標値確定経緯表」を作成すること。（別紙2を参照）

　3　段階確認

　　3-1　業務計画書の提出時に社内検査規程を提出すること。

3-2　各段階確認では、社内検査の実施報告を行うこと。

　4　その他

　　4-1　概数確定、設計変更に関する数量とりまとめ（段階確認）に関する補足事項

（1）第1回段階確認は、基準点測量実施計画を確認し、数量を確定する。

基準点測量は、網図に点数と永久標タイプを明示すること。

なお、全体のうち一部の概数を精査する項目がある場合は、内訳が分かる資料を添付すること。

（2）第2回段階確認は、第１回で精査した内容を除き、全数量を確定する。

あわせて、境界点数と新設境界点数、杭の種類、見出しポールの有無を明示し、一覧表で集計すること。新設境界点は以前に埋設されていた杭の種類を明示すること。

4-2　特定外来生物

受託者は、委託業務区域において、事前に特定外来生物（植物）の生育が確認した場合は、業務担当員に報告すること。

なお、特定外来生物の同定方法については、環境省ＨＰを参照のこと。

簡易版：http://www.env.go.jp/nature/intro/4document/manual/shokubutsu.pdf

詳細版：http://www.env.go.jp/nature/intro/4document/manual/shokubutsu2.pdf

北海道内で確認されている特定外来生物（植物）の種は下記のとおりである。

種名：オオハンゴンソウ、オオキンケイギク、アレチウリ、オオフサモの４種

Ⅲ　成果品

１　　提出すべき成果品

　　　　　別紙「成果品一覧」による。

２　電子納品

　　　　　本業務は電子納品施行運用対象業務とする。電子納品の運用にあたっては「[農業農村整備事業　電子納品運用の手引き（案）【業務編】令和４年３月版](http://www.pref.hokkaido.lg.jp/file.jsp?id=110978)」（以下「手引き」という。）に基づくものとする。なお、ここに記述する以外の事項は、業務担当員と協議のうえ、電子化の範囲等を決定しなければならない。

成果品は「測量成果電子納品要領（案）」（農林水産省農村振興局、平成３１年４ 月）（以下「要領」という。）に基づいて作成した電子データを電子媒体（CD-R等）で正副２部提出する。「手引き」及び要領の解釈に疑義がある場合は、業務担当員と協議のうえ、電子化の是非を決定する。

成果品の提出の際には、電子納品チェックシステム（農林水産省農業農村整備事業版）によるチェックを行い、「要領」に準拠していることを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。



